⑸　再発防止策の検討

振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムに障害等が生じた場合には、その応急措置を実施するだけでなく、根本原因及び再発防止策について検討を行い、再発防止に努めること。

⑹　障害等情報の記録と共有

振替機関及び口座管理機関は、振替機関システム又は口座管理機関システムに係る障害について、その応急措置方法、根本原因及び再発防止策について内容を取りまとめ、必要に応じて、相互に情報を共有するとともに、振替機関は、必要に応じて、発行者等と情報を共有すること。

10　委託を行う場合等の措置

⑴　委託先事業者への委託

ア　振替機関又は口座管理機関が、振替機関サーバから口座管理機関サーバ若しくは発行者等サーバへ若しくは口座管理機関サーバから振替機関サーバ若しくは他の口座管理機関サーバへの特定個人情報の送信の事務を委託する場合、振替機関サーバ若しくは口座管理機関サーバに備えられた記憶媒体への記録若しくは保存の事務を委託する場合又は振替機関システム若しくは口座管理機関システムの運用保守等の事務を委託する場合は、この基準に適合したセキュリティ対策を実施していると認められる事業者以外の者へは委託を行わないこと。

イ　振替機関及び口座管理機関は、事務を委託する委託先事業者に、必要に応じて、監査を実施すること。また、監査の結果、当該委託先事業者がこの基準に適合したセキュリティ対策が実施されていないと認められた場合には、振替機関及び口座管理機関は、当該委託先事業者に対し、必要な報告を求めるとともに、改善するよう求めること。当該改善の求めを行った場合において、改善が見込まれない場合には、振替機関及び口座管理機関は、委託契約を解除すること。

ウ　振替機関及び口座管理機関は、事務を委託する委託先事業者が事務の一部を第三者に再委託する場合には、当該委託先事業者と再委託の制限、事前申請及び承認に関する事項を取り交わすこと。

⑵　委託先事業者以外の事業者への委託

ア　振替機関及び口座管理機関は、⑴アにおける事務以外で、振替機関サーバ又は口座管理機関サーバの開発、変更等について事務の委託を行う場合は、委託する事業者の社会的信用及び能力を確認すること。

イ　振替機関及び口座管理機関は、アの場合において、事務を委託する事業者に対し、この基準と同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。

ウ　振替機関及び口座管理機関は、アの場合において、事務を委託する事業者が事務の一部を第三者に再委託する場合には、当該事業者と再委託の制限、事前申請及び承認に関する事項を取り交わすこと。

⑶　事務を委託する場合の事業者の分担範囲等の明確化

振替機関及び口座管理機関は、振替機関システム又は口座管理機関システムの開発、変更、運用保守等を複数の事業者に委託する場合、分担して行う範囲及び責任の範囲を明確にするとともに、作業上必要な情報交換を行えるような措置を講ずること。事務の委託を受けた事業者が、複数の事業者に事務を再委託する場合も同様とする。

⑷　要員派遣を受ける場合等の措置

振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、要員派遣を受ける場合又は非常勤職員、臨時職員等を雇用する場合には、必要に応じ、秘密保持に関する誓約書を提出させる等の措置を講ずること。

11　振替機関システム及び口座管理機関システムの監査

⑴　外部監査等の実施

振替機関及び口座管理機関は、振替機関システム又は口座管理機関システムの企画、開発及び運用保守の各段階におけるセキュリティ対策について外部監査を適宜実施し、その結果に基づき振替機関システム又は口座管理機関システムの改善を行うこと。また、委託先事業者に対し、振替機関システム又は口座管理機関システムの企画、開発又は運用保守の各段階におけるセキュリティ対策についての外部監査を適宜実施し、その結果に基づき振替機関システム又は口座管理機関システムの改善を行わせること。この場合において、振替機関又は口座管理機関は、当該外部監査の結果を、必要に応じて関係機関に提供すること。

⑵　監査の体制の確立

振替機関及び口座管理機関は、監査の体制を確立し、振替機関システム又は口座管理機関システムの企画、開発、運用保守及び利用の各段階におけるセキュリティ対策の評価を適宜行い、その結果に基づき振替機関システム又は口座管理機関システムの改善をすること。

第５　他の情報システムとの接続

１　他の情報システムとの接続条件

振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、振替機関システム、口座管理機関システム及び発行者等システム以外の情報システム（以下「他の情報システム」という。）を接続する場合は、次のセキュリティ対策を講ずること。

⑴　電気通信回線上の盗取の防止

振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムと他の情報システムとの接続に係る電気通信回線は専用回線を用いるとともに、通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。

⑵　ファイアウォールによる通信制御

振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムと他の情報システムとの間に、必要に応じファイアウォールを設置し、振替機関システム又は口座管理機関システム上の処理又は他の情報システム上の処理に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。

２　他の情報システムとの接続状況についての連絡調整

振替機関及び口座管理機関は、振替機関システム又は口座管理機関システムと他の情報システムとの接続状況について、必要に応じ、振替機関、口座管理機関、発行者等又はこれらの委託先事業者と連絡調整を行うこと。また、振替機関又は口座管理機関は、振替機関システム又は口座管理機関システムと接続されている他の情報システムにおいて特定個人情報の漏えいのおそれがある場合は、必要に応じて、振替機関、口座管理機関及び発行者等の間、また、振替機関及び口座管理機関がそれぞれ委託先事業者との間の連絡調整を行うこと。

第６　特定個人情報の提供を受ける発行者等への求め

振替機関は、振替機関から特定個人情報の提供を受ける発行者等に対し、この基準を踏まえ、適切なセキュリティ対策を実施するよう求めること。

**○文部科学省告示第二百一号**

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年十二月二十一日　　文部科学大臣　馳　浩